

会議の名称	平成23年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成23年7月13日(水)午後6時30分～9時00分				
開催場所	東村山市役所北庁舎2階第4会議室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 嶋田節男会長・佐藤佳弘委員・島崎喜美子委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員 (市事務局) 増田総務部長・清水総務課長・湯浅情報公開係主任・星情報公開係主事 欠席者：臼井雅子委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 情報公開制度(平成22年10月～平成23年5月分)の運用状況報告 3. その他 ・平成22年度第1回会議で出された意見について所管課からの回堪え ・個人情報保護運営審議会の委員改選(平成23年2月)について ・市ホームページのリニューアル(平成23年2月)について				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1)情報公開制度の運用状況報告 配付資料「平成22年度運用状況」及び「東村山市情報公開制度等運用状況(平成23年4月～平成23年5月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。 会長 本来は3月16日に22年度第2回審議会を開催するはずでしたが、大震災で中止になりました。その後、7月1日号の市報で22年度中の情報公開制度の運用状況が公表されています。委員の皆さんは事前に資料が配られているのでお気づきになったと思いますが、23年度の決定分に「存否応答拒否」という聞きなれない決定があります。市の情報公開のホームページをみると、平成11年度に2件ありましたが、その後22年度まで10年間なかった決定です。これについては主任に詳しく説明してくださいとお願いしています。では報告をお願いします。 主任 22年度の運用状況報告4ページをお開きください。去年1年間の情報公開の件数が出ております。今回は10月分から報告します。件数や決定の内訳は、例年とほぼ同じで目立った特徴はありませんが、12月の請求件数が29件と多くなっています。これは「市が加入している損害保険の証書を全て公開してほしい」という請求が保険代理店2社からありまして、その証書が各課にまたがっているために件数が多くなったものです。次に「所管別内訳」ですが、保育園業務を担当する子ども育成課が12件と1割強を占めています。主に市立第2保育園の民営化に関する書類					

や、市内保育園から市に年に一度出される収支報告書の請求です。収支報告書は毎年請求される方がいらっしゃるので増えています。

～以下、運用状況の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

主任

26 ページ、 42 からになります。全部公開と印影だけを非公開にした部分公開については説明を省略します。取下げについても、備考欄になぜ取下げとなったかの理由を詳細に入れていきますので省略します。

45 をご覧ください。退職手当債を発行する際に市から国へ提出する書類の公開請求です。退職手当債とは、団塊の世代の職員が今大量におりますが、一斉に退職しますので退職手当額が大幅に増加してしまい財源が足りない場合に、国の許可を得て発行が認められる地方債、つまり市の借金です。平成 20 年度から当市は発行しています。非公開部分はすべて退職者の氏名や役職などの個人情報です。

47 は、スポーツセンターに屋内プールを開設したときに管理運営を委託した契約の仕様書一式という請求ですが、平成 8 年から 9 年に作成した書類であり文書保存年限 5 年が経過し廃棄済みであるため不存在決定をしています。

48、駐輪場運営管理の指定管理者になるために色々な業者が応募してくるのですが、応募時の事業計画書を見たいという請求です。指定管理者は、市民が利用するための公共施設の管理運営を民間事業者任せにする制度です。委託契約よりも市の縛りが少なく、事業者が独自に事業を行うこともできますが、基本的な管理運営の方針については市と事業者間で協定書を結びます。事業者選定は公募が原則で、最終的には議会の議決を経て指定管理者を決定します。公募の際は、応募事業者が事業計画書を提出します。1 位になった業者については、これから市の施設をこの計画書に基づいて管理運営していくので、市民への説明をきちんと果たすという意味から、情報公開請求が出たら事業計画書は公開してくださいと依頼していますので、今回も公開しています。ただ、その会社独自のノウハウに当たる部分や詳細な財務状況などは法人の内部情報なので非公開にしています。事業計画書の公開請求は同業他社からが多く、ノウハウなどの法人情報を公開すると真似されてしまうなど事業運営に不利益を与えるおそれが強いからです。

50 は他県の業者から郵送で請求が来たものです。市は民間事業者に委託料を支払って土地の公図の最新版を作ってもらい、成果品として受け取っています。その公図すべての公開請求です。公図は誰でも課税課で写しの交付を受けられます。他の法律で交付を受けられる規定がある文書は情報公開条例の適用除外になるので、非公開としました。家屋価格等縦覧帳簿に記載されている色々な情報を一覽で欲しいという請求については、そもそも縦覧制度は、通常は非公開にしている固定資産の課税状況を、年間の決められた期間だけ市内に土地や家屋を持っていて納税している方、あるいはその借地人借家人の方のみ対象に、税金が不当に高くないか他の物件と比較する目的で設けているものです。そういう制度の趣旨からすると、請求者は他県の業者で納税額が適当かどうか見るといった目的に合っていないので、法令秘で非公開としました。この業者はこの公開を巡って他の自治体と裁判中なので、もし最高裁で公開が妥当という判例が出ればうちも考え方を考えることになると思います。

52 は東村山駅西口の公益施設に関する文書の請求です。西口のサンパルネという施設は東京ドームという指定管理者が運営していて、スポーツ施設の他にカフェレストラン、リラクゼーション施設などがあります。その各施設ごとの収支状況を

公開してほしいという請求に対して、市には東京ドームから年に1回出される収支報告書しかありませんでした。これはサンパルネ全体で光熱費いくら、人件費いくらと計上されており各施設を切り分けたものがなかったので、「各施設の収支」については文書不存在で非公開決定としました。

54 は監査請求の題名や概要が書かれた一覧の請求で、部分公開にした部分に「一覧表 .5 の件名欄に記載された個人所有の土地の番地」があります。 .5 は、何町何丁目何番地の土地の課税状況等について監査請求を求めたもので、番地の詳細がわかると土地の所有者は登記簿で調べられます。誰の土地について監査請求が出されたかは個人情報に当たるので地番は非公開にしました。ただ、どんな監査請求がありどういう結果となったかは地方自治法 242 条に公表が定められているので、情報コーナーにもこれまでの監査結果を見られるようにおいています。そこでも監査請求をした個人の名前や住所などの個人情報は墨塗りにしています。

55 は「スポーツ科学委員会の会議録の詳細なもの」という請求です。この審議会もそうですが、市民の方が委員に入っている会議のほとんどはホームページで会議録が見られるようになっていきます。ただ、スポーツ科学委員会の会議録も見られますが、発言を詳細に記録する形式ではなく簡単な記載の会議録のため、もっと詳細なやり取りがわかる会議録が別にあるのではないかと思った市民から請求が来たものです。ホームページにのせている会議録以外に作成しているものはないので、文書不存在決定となりました。

58 は、保育園の民営化が当市の課題になっているので、他の自治体に対して「民営化をどのように考えていますか、実施していますか」といった調査を子ども育成課が行いました。その調査に関する書類の請求です。部分公開にした部分のウの文書についてですが、保育所民営化の実施状況に関する調査集計というまとめの起案の中で、各市からもらったアンケートの回答部分、それから各市からもらった参考資料については、このアンケートを送ったときに「いただいた回答は市の内部だけで使いますので忌憚のないご意見をお願いします」と文章を付けて回答をもらったもので、市によっては回答にも「これはまだ市民に発表していない情報なので、出さないでください」と注意書きが付いているものもありましたので、公開するとアンケートに協力してくれた自治体との協力関係を損なうおそれが強いため、非公開にしています。

59 は私有道路の整備補助の受付簿と申請書を見せてほしいという内容です。書非公開とした部分のうち「備考欄(1件のみ)」とは、たまたま1件の申請書の備考欄に、私有道路の地権者のうち一人だけがこの整備に反対しているという内容が書いてありました。公開すると関係当事者間の信頼関係を損なうため非公開にしています。

60 はグリーンバスの運行を開始することになった起案書の請求です。平成 15 年 1 月から運行を開始していますが、そもそもグリーンバス事業をやるかと初めに決まった時の起案書は、既に文書保存年限 10 年が経過して廃棄済みのために文書不存在となっています。

62 の取下げですが、これは請求者が大学生で、授業で教授に「市役所で情報公開請求を体験してきなさい、どのように対応されるか見てきなさい」といわれて請求にきたそうです。この請求内容を選んだのはたまたまで、特にこれが知りたかったわけでもないそうです。新秋津駅の開発についてはこれから検討していくもので請求に該当する文書がないため、所管の職員がこれまでの資料を情報提供し、口頭で経過を説明したところ、それでいいということで取下げになりました。

63 は宅地造成に関して下水道課長と市民の方の代理人の弁護士が面談した内容がわかる文書の請求です。宅地造成では、地権者と近隣住民の間で造成について合

意がされていないケースで、関係当事者や相談を受けた市議会議員などから請求ができることが時々あります。一方の代理人弁護士が下水道課長と面談した際の起案書を公開しましたが、その方が説明のために持参した設計図面や相談内容は個人情報に当たると判断しました。

64 と 65 は同じ内容の請求が違う事業者から出されました。それぞれ保険の代理店で、本社からこういう請求をするように指示があったとのことでした。

70 は公益通報者保護制度に関する文書の請求です。これまでの検討の書類を公開して、伏せたのは個人情報のメールアドレスのみです。公益通報者保護法とは、労働者が会社の違法行為などを公益のために会社の内部にある窓口や上司、監督する行政機関などに通報したときに、それを理由に解雇などの不当な取り扱いをすることを禁止する法律で 2006 年 4 月からスタートしています。市も、市職員が公益通報を行う際にどの課がどう対処するかを定める必要があり、23 年 6 月 1 日から「東村山市公益通報に関する規程」を施行したところです。まだ市のホームページの例規集には掲載されていませんが、近々載る予定です。職員が市役所の中の何らかの不正を通報したいときの窓口は総務課です。市民の方が市役所でこんな不正があるということを直接の担当課ではなく市のどこかに伝えたいというときは、生活文化課で受けることになっています。市とは全く関係のない、例えばスーパーで牛肉を偽装しているというような話の場合は、生活文化課でお話を聞いたうえで、その通報を管轄する機関へつなぐ役割をすることになっています。6 月 1 日スタート後、まだ市に公益通報はありません。

71 は難病手当に関する文書の請求です。一部文書が不存在になっています。保存期間内の起案が 3 件探しても見つからず、誤って廃棄してしまった可能性が高いということを請求者の方に説明し謝罪しました。こういうことがあるとわざと隠したのではないかとか捨てたのではないかと疑われてしまいますので、総務課長から所管課長に文書管理を徹底するよう申し入れしました。

73 は医師会への助成に関する文書の請求です。医師会館を工事している一時期市民センターを代わりに使っており、それに関する文書を公開しています。助成に関する文書は、平成 17 年から医師会へ助成金を出していないので不存在となりました。

74 は大岱小の耐震補強工事の入札・契約に関する文書の請求です。部分公開とした部分に、最低制限価格とそれが類推される部分があります。最低制限価格というのは、落札する際の市が線引きしている最低額です。工事をしっかり行うのに必要な経費などを市が考えて決定した額で、これを下回って入札すると失格になります。入札参加業者は、どちらも非公開の予定価格と最低制限価格の間で入札しなければならないわけですが、最低制限価格が事前にわかっているならば、その額で入札すれば落札できる可能性が限りなく高いので、自分の会社でその額で施工可能かをきちんと積算せず安易に最低制限価格で入札されてしまい、実際に工事を始めたらその額でできなかったとなるおそれがありますので、最低制限価格とそれが類推される計算式は非公開にしています。

77 は市職員による市民への暴行事件についての書類一切というもので、処分に関する起案を一つ公開していますが、処分された市職員の名前、生年月日、自宅の住所、相手方の名前等を伏せています。本日お配りした資料の中に、職員の懲戒処分等に関する公表基準という文書がありますのでご覧ください。「東村山市職員の懲戒処分の措置に関する要領」が平成 18 年 10 月に作られ、そのなかにこの懲戒処分等に関する公表基準が含まれています。第 3 の「公表する内容」で、公表する内容は、属する部、職名、年齢性別、処分内容、年月日となっており、通常は氏名は非公開とする基準になっています。ただ、収賄、横領など社会的に影響が大きい事

件は氏名も公表するとなっています。この暴行事件はプライベートな時間、夜に飲食店で喧嘩したということで、仕事の上のことではないので氏名は伏せるという公表基準どおりとしました。

78 は訂正があります。公開した文書のところのア、平成 22 年度 171 番の起案書の題名に、東村山市立中央医師会とあるのは東村山市立中央公民館の間違いです。訂正をお願いします。喫茶コーナーを運営する N P O 法人代表者の自宅電話番号、印影を伏せています。

22 年度運用状況の報告は以上です。

会長

22 年度の事案について審議をしたいと思います。

森委員

55 について。事案としては大した内容ではないですが、前回、前々回の審議会で「会議録を作成していないので、公開請求があっても文書不存在ですというのはやめてほしい」という話になり、総務課から担当所管に会議録未作成がないよう指導するという話になりました。今回また作成していないから不存在という事案が出たことについてどうお考えなのでしょう。注意しますとかこれから気を付けますというのがあまりに続くと、子どもじゃないんだよと思います。連続して会議録が無いという会議が出てくるというのはどうでしょうか。背筋を正してきちんとすべきです。これは要望であり、今後、担当所管である総務課の立場としてどうしていくのか回答を正式にお願いします。

それからこれも前回に意見した事ですが、「保存期間が過ぎた文書は廃棄して文書不存在となる」というのはルールにのっとったやり方でそれはそれでいいんですが、そのときに、文書としては残っていないので公開する必要はないけれども、文書の元データは残してありますというように、コンピュータのサーバーに廃棄文書の元データを保存するよう申し上げました。今回の期限切れにより文書不存在で非公開決定したものは、元データも捨ててしまったのでしょうか。そういった資料は市の財産になるものだと思うので、できれば、特に契約書など相手方があるものについては 5 年たったから捨てるという形ではなくとっておいた方がいいと思います。情報公開請求があった時は非公開でもいいですが。

主任

まず最初のご質問にお答えします。前回の運用状況報告のなかで、保育園の民営化ガイドライン策定部会の会議録を請求されましたが、所管で作成しておらず非公開決定となったケースがありました。これについては所管課になぜ作らなかったのか、今後は作成するのかを聞き取りしているので、この後、主事から報告します。審議会については「会議録は必ず作ってください」と総務課から何度も周知をしています。民営化ガイドライン策定作業部会は作っていませんでしたが、それは原則認められないというのが総務課としての姿勢ですし、市の方針でもそうになっています。

今回のスポーツ科学委員会は、会議録は作っておりホームページにもものせています。ただ、請求者が望むような詳細な会議録ではなかったので、別にもっと詳細なものがあるのではという考えで請求が出されました。会議録をどのように作るか、例えば情報公開運営審議会はかなり細かく、ほぼ一言一句に近い状態で作っていますが、そのように詳細に作るか、もう少しまとめて要旨で作るかという会議録のスタイルについては、色々な審議会があるので、どこも一言一句にするのが一番よいかといえ、一言一句にすることで会議録作成の時間は長くかかり、公開もその分遅れるという問題もあるため、それぞれの会議の中でメリットデメリットを考えて、委員が話し合っ決めていくというルールにしています。

スポーツ科学委員会は、内容的に一言一句の会議録までは必要ないと会議のなかで決めて、比較的簡易な会議録にしていますが、請求者はそれでは不十分ではないかとの意見をお持ちでした。所管課にはこういうご意見があったので、もう少し詳細な形に作ることを検討してもらえないかと総務課から依頼しました。担当係長はやってみると話していましたが、事務局が勝手には決められないので、会の委員さんにもう少し詳細な形にすることを提案し、合意を得れば変えることができます。審議会は、市がお願いしているような意見を出していただくよう集まっていたているもので、市の一部ではないので、会の独立性ということもあり、強制的にすべて同じスタイルで会議録を作るようにということはできません。「会議録を絶対作ってください」ということは、会議の公開指針に基づき全庁統一して守ってもらいますが、会議録の詳細さのレベルを一律にすることは難しいというのが最初のご質問への回答になります。

もう一点のご質問、文書不存在の場合に、実際に捨ててしまった文書が本当にどこにもないのか、必要なものは電子データとしてずっと残しておくことが考えられないかということにお答えします。

市の公文書は契約書だけでも毎年大量の件数があります。パソコンで下書きして印刷した文書だけでなく、紙ベースで作っているものが結構あります。それを電子データ化して全部取っておくとすると、スキャナでとって画像データにして保管する形になりますが、その後何かでその電子データが必要となる可能性と、データにして保管することにかかる人件費を比較して考えると、今、市でそれを行う必要があるのか、疑問があります。さらに、保管データがどんどん増えていくのに対応できるか。市の大きいサーバーも結構満杯の状況で動かしているので、外付けのハードディスクに入れるのかなど保管の問題も考えなければなりません。どうしても必要なこの文書だけと絞って保管することは考えられますが、契約書だけでも全部保管するのは厳しいです。

事務局注：平成 21 年度の契約件数は、総数 1,715 件（工事 389 件、工事委託 30 件、業務委託 973 件、物品購入 323 件）

松原委員

できるところからやるというのはいかがですか。

主任

どういう文書なら残す必要があるかという基準作りが必要だと思います。

松原委員

情報公開制度が始まって 10 年たちます。これまで色々な請求が出ているわけですが、そこから市民の方はどんな情報を知りたがっているのかという分析はされていませんか。こういう情報の請求が多いといった傾向がわかれば、漠然と何でもかんでも全部保存しなくても、求められているもののみ保管するというサービスができると思います。

例えば No.52 の西口公益施設の収支、利用料金の収入が施設ごとに計上されておらず、施設全体で一緒になっているので文書不存在となっています。私のような一市民にしてみると、全体がわかることもそうですが、色々なことにどう使っているのかを知りたいと思います。お金の出入りなどもそうです。以前、社会保険庁で年金の掛け金の記録がきちんと残っていないことが大問題になりましたよね。市民は大した額でなくても自分が納めたお金はちゃんと記録されていて、後で何かあったらきちんと確認できなくては困ってしまいます。保存年限が過ぎたら文書を処分するというのは、職員にとっては普通の作業で慣れてしまっただけで何も無いのかもしれないかもしれませんが。

条例が出来て10年ですので、「保存年限が切れて処分したので不存在」というのが増えてくると思いますが、そのなかでやはり抜粋して、各事業の今に至る経過について書かれた文書などは、何か聞かれたときに答えるためにも保管が必要だと思います。

主任

歴史的に残す価値があると思われる文書、例えば事業の始まり終わりに関するもの、重要な事項を決めた文書などについては、今後、公文書館をつくって保管するために以前から文書保存年限が過ぎても保存しています。すべての課が年に1回書庫整理をして、保存年限が来た文書は廃棄します。その時に公文書館担当職員が廃棄対象の文書リストから歴史的にとっておく必要があるものを選抜し、所管課から該当文書を引き取って保管するという仕組みができています。

ですから、情報公開請求があった時に対象文書の保存年限が過ぎていて所管課になくても、内容によっては公文書館担当が保管している場合があるので、公文書館に存否を確認して、それでもなければ本当はないので不存在決定にしています。公文書館担当は、事業の成り立ちや経過など行政の動きがたどれる書類という目線で選んでいるので、例えば個々の市民への手当支払の記録などは保管していません。

松原委員

No.52の場合は完全に不存在ですからね。何かあってもいいと思ったのですが。

会長

今日の後半の報告で、ホームページのリニューアルの説明をしていただけたと思いますが、今回のホームページは基本的に双方向で、見た人がコメントをいれたり評価ができるなど市民が関与できるようになっています。

情報公開は、情報公開請求が来てそれに対して行うものばかりではなく、請求がなくても情報を提供していく、情報提供も含まれると思います。先ほど松原委員がいわれたのは、公開請求されたものの傾向を分析してはどうかという話ですけども、私はホームページで閲覧できる情報に対して市民から寄せられた評価を市でどう利用していくかについても聞きたいと思っています。

例えば、ホームページで公開されている議事録をみても、とりあえずアリの作的に作った議事録と、経営資産として後できちんと議論できるように作られた議事録があります。今までは見るだけでしたが、今回からコメントが返せる仕組みに変わりましたので、議事録がなくなるとか、議事録に書かれたこの件についてどう考えるのかとかといったコメントを市に送ることができます。

3月15日号の市報で、渡部市長が平成23年度は発信力向上元年だと宣言しています。ホームページによる情報の提供とそれに対する市民の関与がどう活かされていくのか、私は気になっています。

話は変わりますが、歴史的に価値があるものという観点が先ほど出ましたが、事業について考えるときには経営目線というのも重要です。情報公開請求の結果に対して満足しているか、していないかというのも経営目線ですが、こちらはどうなっていますでしょうか。No.55の請求は市民スポーツ課が所管課ですが、とりあえず作ったという程度の会議録でよいと思っているのでしょうか。経営目線で残すべき会議録になっていなければ、スポーツ課の課長が管理職として担当者を指導すべきだと思います。

今までは、会議録をまずは作って公開するという事に主眼を置いていたと思いますが、制度が浸透してきた今、次はその内容を良くしていくべきだと思います。

森委員

私もそう思います。一番気になるのは、繰り返しこんなことを言いたくないということなんです。経営目線からすれば、管理職が会議録の質が悪くても容認している

というのは、市民から問われたら懲戒問題になってしかりだと思えます。民間なら懲戒対象になりますよね。厳しく対処するのであれば、本来は課長を懲戒処分とすべきだと思います。こんなことはあまり言いたくないですが、先ほど会長がおっしゃられたとおり、会議録ページへの評価もホームページで出来る仕組みとなった以上、市職員は肝を据えてやらなければいけないと思えますね。今回はスポーツ科学委員会がたまたま議論の対象になりましたが、同じことを繰り返さないために、各課の課長さんには徹底して「絶対に繰り返すな、恥ずかしい」という話をすべきです。3月15日の市報を見せて「市長はこういっていますよ」と。

島崎委員

平成21年の第2回目の審議会の時に審議会の会議録についての一覧表を頂いて、各委員会の評価のようなものもありますが、市民スポーツ課が一番悪いC2の評価になっています。他にC2の評価を受けているのは2課ありますので、これがどう変わったかという追跡調査をしなければいけないと思えます。

主任

定期的に調査しているので、悪いところには改善をお願いします。

会長

総務の主観ではなく、市民の厳しい目線から見てください。

森委員

これは提案ですが、この審議会をはじめとして市民と行政が行う会議については発言を録音していると思うので、会議録を情報コーナーが受け取る時に一緒に録音も借りて聞いてみて、きちんと会議録が作られているか確認してほしいです。経営の品質を保とうと思えば必要です。審議会ごとに会議録の作成者の技量の差もあると思えますがその統一は出来ないでしょう。それから例えば、これはオフレコですよと前置きして会議中に話した内容は会議録にのせなくてよいのかなど、作成方法の具体的な基準を作ってはどうか。

最初に提案しようと思ったのはフォーマットを総務課で作って、フォーマットが埋まるように最低限作成してくださいというのはどうか、ということだったのですが、先ほど会議録の形式について強制は出来ないということだったので。

主任

会議録のフォーマットはありますが、一言一句型にするか要約にするかまでは強制していません。

事務局注：会議の公開指針で会議録の参考様式を定めている。会議名称・開催日時・出欠席者名・傍聴の可否・傍聴者数・傍聴不可の場合の理由・会議次第・問合せ先が必須記入で、その下に会議経過を書くようになっている。

森委員

この会議ではこういう風に決まったんですよという結果がわかって、プロセスも分かるという形が一番良いと思えます。会議録の中身が整っていることを確認できなければ、総務課が収受しないで突き返すというのはどうでしょう。どこかの課が「このハードルをクリアしなければいけない」という基準でチェックしなければ良くならないと思えます。

主任

そうですね。平成21年6月に会議録の公開指針を作って2年目になります。スタートしたときは会議録を作ったことがない会議もある状況でしたが、今は質の差はあるにせよ、会議録を作るのも公開するのも当然という意識になってきたので、次の段階として一定レベル以上の質を目指さなければいけないと思えます。これについては全課に協力依頼して、総意を得てスタートしなければ上手く進まないの、庁内取りまとめの上、もう一ランクアップを目指したいと思えます。

会長

ホームページの新しい仕組みを使って、我々市民も会議録を見て評価をコメントするようにしていきたいと思います。市民からのリアクションをどのように経営・運営に結び付けていくか、庁内で議論していかないといけません。市民と役所、相互にレベルを上げていく必要があると思います。

私の方から一点。総務課の運用状況の書き方ですが、例えば36ページの「ホームページで公開している以外に詳細な会議録は作成していない」という表現ですけれど、会議録が詳細なものと概要版の二つあるような印象を与えてしまいます。会議録は作ったものをそのまま公開しているという認識でいいんですよね。

主任

原則、会議録を二つ作ることはないです。詳細版と概要版を両方作ってホームページには概要版を載せている会議がどこかひとつありましたが、それ以外は二つ作るのは手間ですし作ったものをそのまま出しています。

会長

この書き方だとそういう構造を容認する表現なので、次回からはそういう表現はやめてください。二重帳簿のような印象を受けますから。もし詳細版と概要版の二つがあるのであれば、概要版にリンクを張って、詳細なものも見られるようにすべきだと思います。

それから No.46。「児童虐待などに関するケース会議なので、参加者が各自メモを取る形式で会議録は作成していない」とのことでした。しかし、虐待という極めて重要な問題について、会議録は作らないにしろ、分析をしたりするための会議録に代わるような書類は存在するんですよね。統計書類ですとか。件数の把握だけでは改善につながらないかもしれませんが、少なくするための努力についてなど報告処理はされていますか。

主任

虐待ケースの情報を受けて対応するのは子育て支援課の子ども家庭支援センターというところです。本件では個別のケースについて関係者がケース会議を開くものなので、話し合いの内容をまとめたものは作っていませんが、例えば年間にどれぐらいの相談があり、どういう内容の相談が多くて、家庭背景はこういうところが顕著にみられるというような傾向や対策はその課でつかんでいます。

特定個人がわからない形で、例えば虐待の件数のうち最終的に何件は親御さんとの関係が改善して自宅に戻ったとか、それは難しくお子さんは一時保護になったとか一定の統計はあります。

会長

この請求で気になったのが、会議録は作っていませんと請求者に伝えたところ取下げになって終わっています。ある程度の統計データはあるということを請求者に説明して、そちらを情報公開請求してもらったらどうなのでしょう。ケース会議で議論してやってきたこと、議論から得たいわば資産がどう結果に出ているのか、それを見てもらえば請求者も多少は満足していただけたように思います。

古瀬委員

この会議は年何回か関係者を全部集めて会議をやるもので、私も出ていますが「誰がこの人に対してどのような支援をしたらいいか」という個別のケース検討をする会議であって、虐待問題に関する全体的なまとめとか統計を話し合うということはこの会議には一切ないです。

会長

個別ケースを支援経過をたどっていったときに、この会議をやったことの成果、効果というのが直結しなければいけないわけですよね。例えばこうしたら改善した、

改善しない、もっと悪化した、それを経営目線で見たとときに、今までの経営のやり方でいいのかとかそういうことになるわけで、民間の発想ならそうだと思います。

古瀬委員

子どもの虐待等については、経営目線というのは少し違うようにも思います。

森委員

私も保護司をしている関係で同じような会議があります。そういった会議は具体的な個人情報づくしの話なので公開できないです。虐待やDVの会議は公開しなくてよいと思います。

しかし会長の意見をお伺いして迷いが生じるなと思ったのは、協議会という名称ですね。要保護児童対策地域協議会という名称だと、知らない人はごく普通の会議をしていると思うと思います。ケース会議といった名称ならわかりやすいかと。

古瀬委員

この協議会はケース会議の上位の会議なんです。ケース会議は常に開かれています。協議会はもっと関係者が一堂に集まって、この子に関してどこからどの方向の支援がいいかをあからさまに話す、東京都から言われて開かれている会議です。

総務課長

ケースワーカーと相談員だけではなく、色々な立場の人が入るから協議会の名称になっているんですよ。

古瀬委員

一朝一夕で終わるのか、1年で終わるのか、もし兄弟がいてお母さんかお父さんが虐待をしていたら、兄弟が5人ぐらいいたらそれは10年ぐらいかけても解決できない問題になります。

佐藤委員

No.46で私が疑問だったのは、内容は公開できなくても開催したという記録、日時とか出席者の記録は残されているべきではないかなと思いました。

主任

開催日時や出席者へのお知らせの通知でしたら残っています。

佐藤委員

それから開催されているってことはわかりますね。

主任

はい。請求者の方は、この会議の名称は知っているけれど、どういう話をしているかは知らないの、どんな中身の会議なのか知りたいというのが請求の趣旨でした。それでこういう会議でこういう理由で公開できるものはないですと返答したところ納得されました。

森委員

警察関係でもなんでもやはり協議会という名称は一般的に使っているの、名称の話はともかくとしても、こういった中身的に非公開という会議は他にもいろいろあるのでしょうか。

主任

正確にそれぞれの課がどういう会議をやっているかは把握していないのですが、福祉関係の所管はやはり今のようなケース会議が多いので非公開が多いです。

森委員

福祉や生活保護含めて市民生活に密接した協議会というのがあれば、「これらについては個別ケースの話ですので情報公開はできません」というのを一覧でお知らせして、請求自体来ないようにできませんか。来ても、「申し訳ないですが、これらの会議については個別の人の対処をみんなで考えるためにやっているの、中身については公開出来ない」という話ができるということで。出せないものは出せない

と最初から表示する方がいいと思います。

主任

今、「各種審議会等の附属機関一覧」というページがホームページにあります。50 くらいの会議が一覧になっていて、会議名称をクリックするとその会議がどんなことを話し合う会議なのかといった概要や公開・非公開の別、会議録などが見られます。事務局注：一覧中、非公開と表示しているのは9会議ある。

ただ、公開指針の対象にならないので一覧に入っていない小さい会議がこのほかにたくさんあって、ケース会議のような公開できない会議も多いと思います。

会長

それらの会議の委員として多くの市民や関係者が努力しているわけですね。市長の情報発信の中には、見えないところで努力している人にきちんと光を当てて情報発信して、そういう人達の活動がもっと活発になるようにという面もあると思うんです。

飯能市では、市民の中にこれだけ介護予防の対象者がいるという分母をつかんで、一人ひとりを追いかけて、「こういう対策を打ったら、本来要介護1に入る方が要支援に抑えられている」といった結果をきちんと把握して、経済効果という不純にとらえられるかもしれませんが、市民の皆さんのおかげで、要介護になるまでの期間がこれだけ遅れて、それによって介護費用がこれだけ少なく済んだ、という情報を発信しています。試算すると約1億くらいの効果があるらしいです。

そういうことが情報発信されると、介護予防に関わっている人は元気出るんですね。街づくりの中にはコツコツと見えないところで頑張っている方々がいっぱいいます。そういう人達の努力の効果を発信することは重要だと思うんです。だから、個人情報と話される会議なので公開しないという判断はいいんですが、この会議の活動はこんな効果があるという発信を同時にやっていく必要があると思います。

市民が元気になる、頑張っている人たちがまた頑張ろうという気持ちになる情報を発信していくということです。

主任

活動の効果はお金などの指標で測れるものと測れないものがあるので、効果測定をどう行うかが課題ですね。しかし、長年地域で活動していただいているという方々に対して、もっと感謝の気持ちをもって活動をアピールをしていかなければいけないと思います。

松原委員

「こういう会議や仕組みがある」ということを知ってもらうための公開の仕方もあると思います。会議内容を細かく公開することはできないけれど、こういう会議があって、どういう人たちが参加しているという会議の形態は公開するとか。個人が特定できない範囲で、DVでこういうケースがあって、こういう立場の人たちが支援に関わっていますということは公開するとか。それも一つの情報公開だと思いますね。

主任

市民の方が行政と一緒にいろいろな仕事をしてくださっている例は沢山あるのですが、一般の市民の方にはあまり知られてない状況です。市民協働課ができてまだ2年目ですが、どんどん協働して一緒にやっていかなきゃいけないというのが市長の考えですので、総務課の中では、市民の方と一緒にやっている活動にどんなものがあるか、情報コーナーで一覧で見られるように資料を集めておいたらどうだろうという話をしていたところです。

松原委員

何をしているか詳しくはわからない会議って結構ありますよね。そういうものに入っている、関わっている人たちと、実は横ではつながっていたりして、何かのときに少し話をすることで全体が見えてくることもよくあります。あの会はこういうことをしているんだといった程度の情報提供でもいいのではないですか。関わっている人たちも、自分が入っているところがこうやって会として表に出てくるとこののがわかると喜ぶと思います。市でやっているのは情報公開運営審議会のような固い会議だけというイメージは少し違うと思うので。

主任

社協が毎年ボランティアグループの一覧本を作って販売しているのですが、各グループがやわらかい文章でそれぞれの活動を紹介する原稿を書いています。例えばそのような一覧本で、市民の方と一緒にやっている活動や会議を紹介するものができるともう少し色々な活動を市民の方に知っていただけたのかなと思います。これは市民協働課と一緒にやっていかなければいけないことなので、こういう提案があったということを伝えて検討していきます。

佐藤委員

No.45ですが、個人情報に該当しているということで部分公開になっています。非公開部分で、氏名、役職、生年月日、在職期間は確かに個人情報ですが、ポイント、調整額、退職手当合計額、これは個人情報ではなくてプライバシーに関わる情報で、個人情報とセットでなければ誰の情報だかわからず単独では個人識別性がないので、個人情報を黒塗りにすればプライバシー部分は公開できたのではないかと思います。

事務局注：個人情報とは、氏名・住所・生年月日のように個人を識別し得る情報をいう。プライバシー情報とは、私生活に関する情報でまだ一般に知られていない情報であり、一般人なら公開してほしくないと思う情報をいう。良く使われるのが「封書の宛名書きである住所・氏名は個人情報、封書の中身はプライバシー情報」という例えである。

主事

その件について難しいのが、普通退職者ですと人数が少ないので、氏名を隠していても誰のことかわかってしまう可能性が高いのです。

佐藤委員

そうであればポイント、調整額、退職手当合計額も個人情報になりますね。

主事

はい。あとは給与が高い職員は当然、部次長職でこれも人数が少ないので、いつ定年した部長となれば誰だかわかってしまいます。真ん中の沢山いる層についてはポイント、調整額、退職手当合計額を公開することも考えられるのですが、給与が高い職員については個人情報にあたる可能性があり難しいところだと思います。

佐藤委員

あとはNo.48ですが、ミスプリがあります。公開した文書名は となってますが、部分公開または非公開とした部分と理由はア、イとなっています。

主任

すみません。 は正しくはア、イです。

佐藤委員

No.70の公開した文書名、ウとエがあります。ウとエの文書名みてみますと、どちらも「体制整備会議」で終わっています。これは会議の何なのでしょう。会議録なのか開催通知なのか、他のところは報告とか入っているのですが。

主任

アは第4回の会議の開催の起案で、イはその会議の報告、ウとエだけ体制整備会議としかないので、これは後で確認します。

会長

他になければ 23 年度に入りたいと思います。

主任

23 年度は存否応答拒否決定が 3 件あるのが目立ったところです。次の所管別の内訳では目立って多い課はありません。

4 から 8 までは同じ件に関する請求が続いています。これは 5/18 に開かれた臨時市議会で契約課から議会に報告した、工事の談合情報に関する書類の公開請求です。談合情報について簡単に説明しますと、複数の小中学校の耐震補強工事の入札を予定していたところ、入札日前に匿名で市に FAX が届きました。落札業者は事前に決まっていた、こういう人たちが中心で談合しているという内容です。市はこれを受けて入札に参加する予定だった事業者を個別に呼び、2 日間かけて聞き取り調査を行いました。その結果、明らかに談合があったという確証が得られなかった。それで、各事業者から談合には一切関わっていないという誓約書を出してもらいました。その上で入札を 4/13 に行い、通常は入札金額を入れてもらうだけですが、今回はちゃんと自分で積算しているか、談合で決められた順番で金額だけ適当に入れているのかを確認するために、入札金額をどう組み立てたのかがわかる積算内訳書を提出させています。その積算内訳書を契約課と管財課で審査したところ怪しい点が多かったので、一番低い価格で入札した業者を落札者に決定しました。

ここで新たに問題が発生しまして、入札を行った複数の工事契約のうちひとつで、市が決めていた最低制限価格と落札業者の入札額がぴったり一致しました。最低制限価格は非公開ですので、これはもしかしたら職員から情報が漏れたのではないかという話になり、市職員で最低制限価格を知りうる立場にいた者、契約課や管財課の職員や最低制限価格決定の起案決裁に係る人すべてを呼んで、後日聞き取り調査を行いました。が関与したという者はいませんでした。このため、すべての入札を有効として契約を結ぶことになり、これらの経過を 5/18 臨時会で報告して、市議会議員にも経過の書類を配ったところです。こういった情報を耳にした方々から公開請求が来たものです。

4 ですが、落札業者になっている 2 社の積算内訳書を公開しています。部分公開とした部分のうち「工事単価欄及び金額欄(5/18 市議会の資料として市議に公開されている部分は除く)」、これは議員に資料提供して公開している単価や金額欄以外のより細かい単価を指しますが、一つ一つの部品の単価が書いてある部分については、それぞれの会社の仕入努力で金額が決まるので法人情報で伏せています。ただ、単価を積み上げて出てくる工事価格、一般管理費、現場管理費、共通仮設費などのある程度のまとめた金額は公開しています。工事総額だけしか市が公開していないというわけではなく、もう少し下の内訳までは公開しています。

5. 談合情報とそれに関する経過、対応が記された書類一切ということで、談合情報が入ると談合情報検討会議を市は開くことになっています。その報告書類 2 件を公開しています。非公開にした部分は、談合情報を寄せた FAX 文書の中で、談合に関与したと挙げられている個人や団体が特定される部分です。必ずしもこの情報が正しいという証拠もないため、個人情報又は法人情報該当で伏せました。次に、事情聴取調査書中、公にすることにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある部分を伏せていますが、この調査書は、市職員が入札参加予定業者を呼んで事情聴取をし、聞き取りをした内容を書いたものです。その中に、FAX で談合の中心と名指された人が特定されてしまうやり取りの記載がありました。そこについては公表するとその方が中心だというのが事実だと思われるので、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとして伏せています。あとは自分の出身地などの個人情報を話している部分や携帯番号も伏せています。

6. ふれあいセンターなどの市の集会施設を2/28に建設業協会が使っていたら、その許可書をみたいというものです。談合の打ち合わせを集会施設でしていたのではと求めて請求されたのかと思います。サンパルネの会議室を確かにこの協会がその日に使っていたので利用承諾書などを公開しています。サンパルネの会議室は指定管理者である東京ドームが運営管理していて、書類を保管しているのも東京ドームだったのですが、市の情報公開条例の中に指定管理者しか持っていない情報に公開請求が出れば、市から依頼して該当書類を取り寄せて公開できるという条文があるので、それにあてはめて文書を取り寄せた初めてのケースです。同じ請求者から、その日に特定の個人が集会施設を使っていたら許可書等を見たいという請求も来ています。これには存否応答拒否決定、特定個人が施設を使用したことについては、個人情報なので使ったとも使っていないともお答えできませんという決定をしています。存否応答拒否とは条例第9条に該当する決定です。通常は情報公開請求を受けたときにその文書があるのかないのかということは明確にしたうえでお答えしなければいけないのですが、その文書の有無をいっただけで本来伝えてはいけない非公開情報を伝えてしまうことになる場合には、あるともないとも言えませんという存否応答拒否決定をすることになります。例えば、特定の個人名を挙げてその人の生活保護受給の決定書類を請求された場合、個人情報に該当するので非公開ですとってしまうと、非公開ということは「書類はあるけど出せない」という意味ですので、生活保護を受給していたのだとわかってしまいます。こういう時に存否応答拒否決定をします。平成11年以降、この決定をしたことはありませんでした。11年にあったのは、特定個人のいじめに関する文書を公開してほしいというもの、それから特定の市議の給与の差し押さえに関する文書を出してほしいというものです。どちらも個人を特定してのものでしたので存否応答拒否をしています。

7は訂正があります。備考欄が2/18ではなく2/28の間違いです。訂正をお願いします。この日は公民館全館休館日なので部屋の貸し出しはしていないことを伝えると取り下げるとのことでした。

8. 工事の「最低制限価格」について、「それを出す計算式」を非公開にしたものです。この契約には談合情報があったため、通常は非公開の最低制限価格を特別に臨時議会で公表しています。しかし、最低制限価格を出す計算式を公開してしまうと、今後の契約における最低制限価格を計算して出せてしまうので、行政運営情報で非公開としました。

会長

存否応答拒否は情報公開の中ではきわめて強権なので、あまり利用されることは多くありません。佐藤委員、コンプライアンス（法令順守）の観点から今回の請求に存否応答拒否をしたのが適当だったのかコメントを頂けますか。

佐藤委員

私もこの決定を初めて見ましたが、存在するかしないかをいうことが回答になりますからやむをえないのではないのでしょうか。

会長

存否応答拒否をこの事案に適用できるかどうかということに私は疑問を感じています。インターネットで調べたところ研究している方がたくさんおられました。それを見ていて少し気になったのが、特定個人の病歴情報、情報交換の存在を明らかにしない約束で他国との間で交換された機微な情報、犯罪の内偵捜査に関する情報、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報、買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定物資に関する政策決定の検討状況の情報、特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報、こういう事例

が存否応答拒否をしたものに挙げられていて、今回のような公の施設を借りた個人の情報というのが見つからないんです。異議申立てがなされたりしないでしょうか。11年も異議申立てはなかったのでしょうか。

主任

ありません。今回の請求者も今のところ申立ては出していません。

会長

存否応答拒否でいいか、というのをどう考えればいいでしょうか。

森委員

請求があったとき話題になっていた談合関連で、市建設業協会の役員についての請求だから存否応答拒否したということではないんですか。

主任

そうではないです。

森委員

完全に個人の名前で特定されて、こういう人がこれを使ったと思われるのでその書類を出してくれというのが来たら、それはすべて存否応答拒否という形の運用になるんですか。

主任

はい。特定されている者が誰なのかや、請求者が誰かによって対応を変えることもありません。

会長

特定個人の施設利用については基本的に公開しないのですか。

主任

そうです。どなたが利用したにしても、この人が利用したかどうかということはお答えしません。団体が利用した場合は、その団体がその日にこの部屋を使ったという事実がその会社の不利益にあたるのかということそれは言えないので、団体の場合は公開します。

存否応答拒否でありそうなケースとして私たちが想定していたのは、親から虐待を受けた子どもが保護されて東村山市に転入している場合に、その親御さんが東村山市に子どもがいるらしいとききつけて、子どもが通っている学校の出欠簿などを請求してくるものです。こういうケースは今のところありませんが。

会長

人権や命に関わることですと納得するのですが、今回は公共施設の利用についてです。個人情報保護の観点から見たら、そのぐらいと言っはいけないのかも知れませんが。

松原委員

最初、運用状況報告書で見たときは違和感がありました。存否応答拒否はさっき主任がおっしゃっていたようなケースに使うという観点で見えていたので、「なぜこれが存否応答拒否なのだろう」と思いました。でも個人情報だからと言われれば、そうなのかとも思います。説明を伺って少し納得いたしました。

会長

色々な文献を見てみると、日本は存否応答拒否の範囲が広いと言われています。アメリカやオーストラリア・ニュージーランドは適用について厳しい。命が危ないとかそういう場合でないと存否応答拒否はできないという。他市の情報公開のページ見てもこのケースはないですね。

島崎委員

集会所や公民館の部屋を借りられるのは登録した団体だけで一般個人では借りられないのですか。

主任

個人も借りることができます。

事務局注：公民館のみ3名以上の団体でなければ貸し出ししない。その他のふれあいセンターや市民センター、集会所などは個人にも貸し出しする。

島崎委員

団体であれば借りたかどうかを公開して個人であれば公開しない。団体でも構成メンバーが少ない場合にはある程度個人が特定できてしまうと思いますが。

主任

登録団体の構成メンバーが誰なのかという情報は市で公開しませんので、たまたまその団体のことを良く知っている人でなければ、団体名から構成メンバーが誰かはわからないはずです。

島崎委員

調べようと思えば簡単に出せますよね。

松原委員

構成メンバーを調べられたとしても、当日その集会室を作ったのがどのメンバーかはわかりませんよね。グループが5人いたとして、そのうち4人が来た場合は、どの組み合わせの4人かもわかりませんよね。特定するには他の、何か別の形でどこかから手に入れた参加者名簿でもなければできないと思います。

主任

自分の知っている範囲内ではサークルの構成メンバーは市のどこにいても公表していないはずですが、どこか見られるところはあるでしょうか。

会長

ボランティアグループとか登録しているところは公開しているじゃないですか。そういうところは見るとわかります。

主任

ボランティアグループは社協で公表していますが、代表者の名前、連絡先、メンバーの人数までで、メンバーひとりひとりの氏名は公表していません。

会長

極端な例をいえば、2人でグループ作って1人(個人名)で行くと存否応答拒否で、2人(グループ名)で行くと公開されることになります。すっきりしないですね。個人という言葉の難しいところかもしれません。

では、運用状況報告はこれで終了とし、その他に入ります。

(2)その他

平成22年度第1回会議で出された意見について所管課からの回答

主事

前回の審議会で頂いた意見について、会議録を所管課に読んでもらい、意見に対する回答をもらっていますのでご報告します。

子ども育成課に対する委員意見

保育園民営化ガイドライン策定作業部会は会議録を作成しておらず、委員名も非公開となっているが、市民が注目している問題であり、会議録は作成し、委員名も公開すべきである。

子ども育成課の回答

基本的にはガイドラインの策定・修正は児童育成計画推進部会で行っている。児

童育成計画推進部会の審議・協議を経ずに、作業部会だけでガイドラインを策定したり修正することはない。推進部会の会議録はホームページでも公表している。ただ、部会だけでは特定事項を深く審議するには限界があるので、必要に応じて検討組織を別途作り、そこで集中的に議論審議を行わせて、その結果報告を部会が受けるという形で効率よく検討を行うことがある。今回の保育園民営化ガイドライン策定作業部会というのはこの検討組織に当たるということで、会議録を作っていないかった。

こういった検討組織は、市が部会からの依頼を受けて結成する場合、市が任意で結成する場合、市以外で結成した第三者機関に検討を依頼する場合などいくつかの形態が考えられる。

については、市の結成する組織としてメンバーには氏名と会議録を公表することを前提に参加してもらうことが可能であり、その会議録は市で作成することとしたいと考えている。については、市の組織外なので、市職員がメンバーとして参加し復命書として会議経過を残した場合を除き、検討過程は任意で得るしかないが、報告書の中で会議経過を明らかにするよう依頼したいと考えている。今後同種の組織を結成する場合には、情報公開についての取り扱いにも留意していきたい。

庶務課に対する委員意見

- ・小中学校の学校別予算書の保存年限が1年では短すぎる。最低3年、決算についてはできれば永年にするべきである。
- ・学校別決算書については作成していないとのことだが、作成するべきである。

庶務課の回答

(予算書について)

学校別予算書は、各学校へ配当する予算の説明資料として作成したもの。学校に関する予算は庶務課、学務課、指導室の3課が分けて持っており、そのうち一部が各校へ配当される。電気料金・水道料金・燃料費・電話料金・委託料などは課で一括管理しており、学校には配当されない。各校に配当しているのは、施設の維持管理用の消耗品・備品費・原材料費・教職員が授業で使用する消耗品費・教材備品費・原材料費などで、こちらは子どもの人数等により配当額が決定され、各校が配当された枠内で予算執行することになる。今回公開した学校別予算書は、学校への説明資料として使う以外の用途がないため1年保存としている。

(決算書について)

現在の市の制度上、予算は学校ごとではなく事業ごとに各課へ配当されており、決算についても事業ごとに行っている。上記学校別予算書は3課に配当された予算の一部をさらに各校へ配当したものであるため、それに対して決算を行うものではない。

もちろん、学校への配当も各課の予算の一部であるため執行管理の対象だが、上述した通り全ての予算を学校別に配当しているわけではなく、また、学校ごとに状況も異なるため、学校配当予算のみを対象として決算書を作成しても各校の運営状況が把握できるわけではない。そのため、現在は学校別決算書は作成していない。

契約課に対する委員意見

- ・落札業者には契約課に内訳書を提出させ、確認後は返却することのことだが、返却してしまうと契約課がチェックをした証拠が残らない。この運用で妥当か疑問である。

契約課の回答

積算内訳書の枚数は大量であり、それをすべてコピーするとなると時間、費用、労力がかかり必要となるため、請負業者、市担当者ともに負担が大きく、また、保管スペースもないため現状では難しい。市民への説明責任の重要性は承知しているが、仮に積算内訳書を保管していたとしても、積算内訳書の中には業者がどの値段でどの部品を調達しているかなどの業者の経営上のノウハウも含まれており、情報公開請求があっても非公開とせざるを得ない部分が多い。

もっとも、市が本当に積算内訳書を確認しているのかという疑問に答えるために、今後、積算の大まかな内訳を記載した総括表の提出を検討している。

～ 質疑応答 ～

森委員

学校別決算書は必要性がないので作らないという回答と理解してよいでしょうか。主任

そういうことです。

森委員

そういう回答されてしまうのでしょうかないですね。

総務部長

財政についてですが、事業別予算というのはかなり前からやっております、予算書の中身がそういう組み合わせになっています。それをもし変えるのであれば、今言われたような形にすることも考えられるかと思いますが、現在のところ、今の予算書の編成方針が変わる予定はないようです。

森委員

これは情報公開の話というより情報の中身の話になりますが、意見として言わせていただければ、それぞれのセグメント（区域、区分）の情報を開示しないで何が情報なんですか。例えば、秋津町に住んでいる人は東村山第一中学校の予算は気にならないですよ。第六中学校が知りたい。それはすごく市民レベルの考え方で当たり前だと思います。学校別決算書は必要じゃないというのなら、必要ないという人を連れてきてほしいです。本当に市として必要がないのかここで説明してほしい。

松原委員

予算書は作るけれど決算書は必要ないというのはどういうことですか。その必要性は所管の判断であって、我々市民はそこが知りたい。学校個々の決算書は作っていただきたいです。

森委員

市民がこれを変えるには、市長に直訴とか議会から教育部に働きかけると良いとか、そういう話になってしまうのですか。

主任

色々な市民の方から、各学校の決算書が見たいという声が多く集まったりすると、必要性があるということになると思います。

会長

その情報が何でいるのか、いらぬのか、市と市民のコミュニケーションがいるのかもかもしれませんね。ところで、「予算書の保存年限が短すぎる」ということについては教育部は対応してくれるのですか。

主事

所管課の考えは、今の保存年限で十分であるということでした。

森委員

本来の予算書は3つの課で事業ごとに分けたものなので事業別で存在し、学校別で

はない。学校別のものは、残す必要もないので1年で十分だということですよ。それと、学校別の決算は必要ないので作っていませんということですよ。

主任

はい。決算額のデータはあると思うのですが、教育委員会でそれをまとめて決算書という形で作ってはいないということでした。

森委員

その作っていないというのは必要ないから作っていないということでしたよね。校長先生は自分でいくら使っているかは知っているんですよ。

主任

はい。

島崎委員

個々の学校に請求すれば公開されるのですか。

会長

結局、学校も教育委員会の下にあるので難しいのではないのでしょうか。

古瀬委員

評議員制度とかそういう中で、これはどうなっているのと言っていくしかないんですかね。

森委員

情報公開請求で、中学校小学校それぞれに対して、決算額がわかるものを出してほしいといえば出てくるということですよ。

主任

そうですね。東村山市立の小学校中学校が持っている文書を出してくれといった場合、学校も実施機関のなかに入っていますので、文書を取り寄せて公開することは可能です。

松原委員

請求する対象を変えればいいのか。教育委員会に請求したから出なかったけれど、個々の学校に請求すれば公開されたのですか。

主任

教育委員会あての請求でいいです。各学校で差引簿のような支出管理の書類を作っていると思いますが、教育委員会でそれを一つにまとめた決算書は作っていないのです。各校ごとにばらばらでよいので決算額がわかるものを全校分出してほしいという請求であれば、多分出たと思います。

松原委員

請求の仕方を変えれば出たということですか。

森委員

市長が情報発信していくと宣言していることからすれば、決算書を必要がないという経営って成り立つのでしょうか。

会長

それが多分市民目線の経営感覚ですよ。

松原委員

教育委員会はこういうことが多いですよ。

会長

教育委員会は情報公開の努力を更にしていただかないと、ということですよ。

松原委員

教育委員会はだいぶ前にも情報公開請求への対応に問題があって、市長と情報公開運営審議会あてに市民から改善要望書が出されたことがありましたよね。

主任

はい。教育委員会の会議録は作成に非常に時間がかかり、なかなか公開されないといった問題もありました。

事務局注：教育委員会の情報公開請求への対応には問題があるとして、平成17年3月に「情報公開制度の適切な運営と改善を求める要望書」が市民から出された。

森委員

この件について確認ですが、教育委員会なのか市の教育部なのか、どちらの所管ですか。教育部長に話をした方が早いのか、教育委員会の委員長に言えばよいのか。

総務部長

附属機関としては教育委員会ですが、市の組織としては教育部ですので、そういった話は教育部長の方をお願いします。

会長

では、次に。

主任

次は個人情報保護運営審議会の委員改選の件です。昨年2月に委員改選がありましたが、今回初めて1名を公募しました。12月15日の市報の1面に記事を載せています。市報の1面に割と大きくのせたことと、市のホームページの新着情報でもお知らせしたところ、18名の応募がありました。これは色々な審議会の公募の中でも多い方です。公開抽選を行い、くじ引きで羽生田孝雄さんという男性の方、63歳で行政書士をしておられる方が委員になりまして、既に何度か会議に出ています。応募者18名中男性14名、女性4名で、30代から60代まで応募がありました。ネット申請ができるようにしましたのでネットからの応募が12名でした。応募資格を「20歳から70歳くらいまでの市内在住の方で、個人情報保護の取り組みに意欲をお持ちの方」というだけにして、作文や面接はしなかったこと、ネット申請が可能だったことで応募が多かったと思います。応募者には会社でセキュリティ対策をしている方、社会福祉士で高齢者の福祉相談員をしている方、主婦の方、無職の方、大学の名誉教授をしている方などもおられました。審議会委員を公募していくのがこれからの流れになっていますので、いずれ情報公開運営審議会でも公募という可能性もあります。

会長

30代の方が応募しているというのは心強いですね。

主任

次に市ホームページのリニューアルについて報告します。2月に変わっていますので少し時間がたってしまいましたが、主な変更点としては、ホームページの作成に詳しい知識を持たない職員でも、ひな形の枠に文書や画像を入れると定型のホームページが作れるように、作成を簡単にすることがあります。それから、携帯版のページがパソコン版のページを作ったときに同時に出来るようになりました。ただ、携帯版は表は載せられないとか重い画像は駄目だとか、色々制約があるので、携帯版ページについては手探り状態でまだそんなに充実していません。それから動画の配信が可能になり、市議会や市内の見どころの配信を行っています。また、外国語の自動翻訳機能が付きましたので、英語・中国語・韓国語にボタン一つで変換が可能になっています。目の見えない方のための読み上げ機能も付いています。また、各ページの下にクリックすると担当課にメールを送る画面が開いて、そこで送信すれば課のメールに届く仕組みと、ページがよかったとか見にくかったという評価をしたり、自由意見を送ることもできます。ページの評価自由欄に入力した情報は情報システム課のサーバーに送られて、翌日各課ごとに振り分けられるので、職員がどういうものが来たのかエクセルベースに落として見られるようになっています。

実際に総務課に来たものでは、2月に4件、3月に6件、だんだん増えておりますが、自由意見の中にはホームページに関する意見ばかりではなく、事業自体についての意見が来ることも全体的に多いです。市民課、秘書課、子ども育成課などは結構多くの意見がこの仕組みを使って寄せられているので、所管は毎日チェックして今後のホームページの作成や事業をどう進めるかの参考にしているということでした。このほかに、どんなページにアクセスが多いのかアクセスの件数を職員が見られるページができました。3月は圧倒的に地震・計画停電関連のページアクセスが多かったです。それ以外だと公共施設予約のページ、グリーンバス運行のページ、職員採用情報、ごみ収集のカレンダー、窓口開設時間のページが上位に来ているページでした。6月になりますと放射能の測定結果のページが多いのですが、東村山の楽しみ方という観光情報をまとめたページのなかのさんぽみちのページや東村山30景、菖蒲祭り、北山公園、八国山の案内などが見られるようになっていきます。公共施設予約ページなどはずっと上位に来ています。まだ2月に始まって半年しかたっていないので、毎月見て傾向をつかんでいきたいと思います。

会長

ありがとうございました。委員の方はもう、ホームページ変わってからコメント書かれましたか。本当に議事録が出ているかとか。

職員の方にお聞きします。職員の方が予想したアクセスと、実際にきたアクセス、予測と外れていた部分ありますか。なるほどこっちの方が多いのか、とか。

主任

個人的には、子育て関連の情報はもっと上位に来るかと思っていました。意外に上位ではなかったです。

会長

そこで、見られない理由は何かを考えるのがマーケティングだと思います。マーケティングを変えることによってアクセスが変わってくるのですよ。

主任

見ない理由が、興味がないからではなくて見にくい場所にあるからということもありえますよね。

佐藤委員

月間のアクセスランキングを職員で共有すべきです。市民の方がどこに注目しているか。

会長

従来の店舗でのマーケティングとインターネットマーケティングの考え方ですけれども、従来の店舗だとお客さんがどの商品をチェックしたかは店員が見てチェックするんですよね。それで売れ筋とか考える。インターネットの世界はクリックなので、クリックを集計すれば、関心がどこにあるかわかります。行政と市民の声がきわめて短い時間で接触できるのがこの仕組みです。ただ、市長がおっしゃるように情報発信元年という重要な年で、まだまだ元年なので、もっとうまくいくようにしてもらいたいですね。

地震の停電情報の時は、「市報で配られているのにホームページに載っていないとおかしい」とコメントを入れさせていただきました。市民の一人一人がコメントを出して、市民と行政で育て上げていくものだと思うんですよね。そこで、さっきの話ではないけれど、そのコメントでどう改善しているか、利用しているか、そこが、総務部長の仕事かもしれませんね。東村山も随分新しくなっています。

松原委員

市長のtwitterがありますが、情報公開の発信としての公平性とか、twitterの情報

公開としての位置づけはどうなっているのですか。

総務部長

市の twitter については、今のところ災害情報関連の発信しかしていないですね。返信はしていません。

松原委員

市長が独自でやっているもの、議員さんが独自でやっているものはどうでしょう。

主任

市長がやっているものは双方向でやっています。ただ、あれは市長個人でやっているものです。

島崎委員

市長が個人的にやっている、しかし、渡部尚さんとしてだけではなくて、東村山市長として発信されている部分も多いと思います。そのことについて情報公開とかはどうなるんですか。災害の時とかはかなり書いていましたよね。こういう情報があると知っている人と知らない人の差とかどうするのでしょうか。

総務部長

個人的なものですのでそこにアクセスしていただくしかありません。

会長

島崎委員がおっしゃっているのは、デジタルディバイドのお話しかと思います。要するにそういう仕組みを持っている環境の人とそれ以外の人との落差。

島崎委員

市長が発信している情報は、情報公開の対象にはならないのですか。

主任

市長が発信している情報は、確かに東村山市長である渡部尚さんだから知っている情報を書いている部分もあるのですが、これが市としてやっている市長の twitter ですという市役所内の総意はとれていません。ただ、twitter で発信している情報はすでに公になっている情報ですので、市民に求められれば情報公開ではなく情報提供できます。

森委員

質問ですが、情報公開の審議会で市ホームページについて何を審議するのですか。ホームページのリニューアルを審議会として聞いておかなければいけないのはなぜですか。

主任

情報公開制度とは違いますが、ホームページによる情報提供も市民の方に情報を公開する一つの手段ですので、何か変わったときには審議会に報告しています。

会長

審議会での審議は、公開請求に適切に対処しているかにとどまります。ただ、情報公開の趣旨から考えると、公開請求をしなくても情報を入手できるようにしていった結果、市政運営に市民が参加しやすくなるなど、情報提供施策を充実させることも重要なので、関連情報として報告してもらっています。

森委員

そうするとホームページについては運用状況の冊子に入れる話ではないということですね。運用状況に書いていないのでどういう位置づけか疑問に思いました。

会長

それでは、よろしいでしょうか。これで終了いたします。

以上